

長浜市都市計画の変更案縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに長浜市長に意見書を提出することができる。

令和7年6月10日

長浜市長 浅見 宣義

1 都市計画の種類

彦根長浜都市計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分 長浜市祇園町

3 都市計画の案の縦覧場所

長浜市役所都市建設部都市計画課（長浜市の休日を守る条例（平成18年長浜市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除き、午前9時から午後4時45分までの時間に限る。）

4 縦覧期間

自 令和7年6月10日（火曜日）

至 令和7年6月24日（火曜日）